

## 市民課からのお知らせ

# 2月13日から戸籍事務がコンピュータ化されます

今までの五條市の戸籍は出生や婚姻、死亡等の事項が縦書きの文章で構成され、和紙に手書きまたはタイプライターで記載されていました。今回のコンピュータ化によって、文章だった記載内容が項目化され、また書き癖等によりわかりにくかった文字もコンピュータの活字で表示されるため大変読みやすい戸籍になります。

また、西吉野町や大塔町に戸籍がある場合は、それぞれの支所でしか戸籍が取れませんでした。コンピュータ化により支所ではもちろん、本庁でも戸籍の発行ができるようになります。

変更項目	今までの証明書		コンピュータ化後
名 称	謄本	➔	全部事項証明
	抄本		個人事項証明
様 式	B4判横長(2つ折り)		A4判縦長
	B5判縦長		
書 式	縦書き(文章体)		横書き(項目化)
用 紙	白紙		改ざん防止用紙
公 印	朱肉印		電子印(黒色)
手 数 料	450円		450円

### ◆除籍や原戸籍は今まで通りです

新しいコンピュータ化後の戸籍には、婚姻や死亡等によりすでに戸籍から除かれている場合は記載されません。その除かれた事項等の記載が必要な場合には、平成改製原戸籍(手数料1通750円)をご請求ください。除籍や原戸籍については、5月中旬からコンピュータ化となるので、それまでは今まで通りの形式で発行します。コンピュータ化されるまでは本庁、支所、それぞれ別管轄となります。

### ◆附票も改製されます

附票とは、その戸籍ができてからの住民登録の異動を記録したものです。改製後の附票には、改製時点での現住所のみを記録し、その後の異動を追加して記録していきます。これまでの附票は「改製原附票」として5年間保存されます。(手数料1通200円)

### ◆本籍の地番表示が一部変わります

本籍で「〇〇番地の〇」という地番表示については、「の」の記載をとって「〇〇番地〇」という地番表示になります。

これは表示が変わるだけであって、本籍地番が変更されるということではありません。

■問合せ先 市民課 ㊦ (内線261、263、300)

## 1月は 市・県民税(第4期) 国民健康保険税(第7期)

### の納期です。

市役所本・支所担当窓口、取扱金融機関および郵便局で納付してください。

納税は便利で確実な口座振替(自動払込)をご利用ください。

各税目の納期限については、納付書で確認してください。

### ■問合せ先

税務課徴収係 ㊦ (内線259、260)

保険課保険税係 ㊦ (内線266、368)